

「直前対策！乙種第4類危険物 20回テスト」 法改正による訂正

法改正により内容に変更が生じたため、以下のように訂正いたします。

P.49 問題9 解説

受講義務のある者は「危険物取扱者の資格のある者」が「危険物の取扱作業に従事している」場合で、①新たに従事し始めた日から**1年以内**、その後は受講日以後における最初の4月1日から**3年以内**に受講。
②過去**2年以内**に**免状の交付か講習**を受けた者はその交付や受講日以後における最初の4月1日から**3年以内**に受講する。

P.169 問題13 解説

受講義務のある者は「危険物取扱者の資格のある者」が「危険物の取扱作業に従事している」場合で、①新たに従事し始めた日から**1年以内**、その後は受講日以後における最初の4月1日から**3年以内**に受講。
②過去**2年以内**に**免状の交付か講習**を受けた者は、その交付や受講日以後における最初の4月1日から**3年以内**に受講する。従って、問題の人物は**危険物の取扱作業に従事していなかった者が、新たに従事する場合となるので①に該当し**「従事することとなった日から1年以内に受講しなければならない」となります。

以上